

道営電気事業のあり方検討委員会 (第6回会議)

議 事 録

日 時 平成27年5月20日(水)午後3時00分開会
場 所 かでる2・7 5階 520研修室

1 開会

【出口主幹】

それでは、ただいまから、道営電気事業のあり方検討委員会（第6回会議）を開催いたします。

開会に当たりまして、伊藤公営企業管理者からご挨拶を申し上げます。

【伊藤公営企業管理者】

本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。第6回目のあり方検討委員会でございます。前回、第5回の委員会では、収支見通しでありますとか資産評価につきまして、様々なご議論をいただいたところでございます。その際いろいろと宿題を頂戴したこともございまして、今回そのご指摘を基に見直しを行い、資産評価についての再検討を行いましたので、まずはそのご報告をさせていただきます。その後、あり方検討委員会の報告の取りまとめに向けて、集約するようなご議論をいただければと事務局としては思っております。本日も熱心なご議論をお願いいたします。

【出口主幹】

本日は佐藤委員が欠席となっております。

それでは、議事に入りたいと思います。北委員長、よろしくをお願いいたします。

2 議事

【北委員長】

それでは早速議事に入らせていただきます。

本日は会議次第にありますように、全部で四つの議事を予定しております。「道営電気事業の資産評価（再評価）について」と「考えられる経営形態について」を事務局から説明をいただいた後、「道営電気事業の必要性について」、そして「道営電気事業のあり方」について、再度皆様の忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、何卒お願いいたします。それでは、資料1に基づきまして、道営電気事業の資産評価についてのご説明をよろしくをお願いいたします。

【佐藤主査】

資料1について説明いたします。

前回の第5回会議におきまして道営電気事業の有する事業資産の評価額の説明を行いました。その際に「キャッシュフローが企業局の収支見通しと整合がとれていない」との指摘を受けまして、収入や支出に関しまして企業局の収支見通しに基づき、再度、資産評価の算定を行いました。資料におきましては、平成26年度に委託を行いました項目との対比で示しております。

2の主な算定条件についてですが、評価対象資産および評価時点につきましては、前回同様、8発電所で、評価時点は北電との基本契約が終了する平成32年3月としておりま

す。事業期間につきましては、前回は、北電との基本契約終了後30年間としておりましたが、企業局が算定いたしました収支見通しが、清水沢発電所のFIT適用終了年度である平成51年度までであることから20年間を事業期間といたしました。次に要員数につきましては、現在、北電に委託している発電所の運転監視業務を、電力システム改革に対応するため、企業局が直営で行うこととしていることなどから増員を見込んでおります。受給電力量につきましては、平成32年度以降の各発電所の改修後の発電量を勘案し算出しております。売電単価につきましては、前回は過去3か年の北電他社購入単価と日本卸電力取引所のスポット市場における平均値としておりましたが、これを今回は、前回お示しいたしました、収支見通しにおける収入額に置き換え、FIT適用発電所に関しましては当該適用単価、その他の発電所につきましては発電原価とした場合の8円74銭を基本とし、当該額に3円を上乗せした場合及び1円を差し引いた場合の3ケースを想定いたしました。長期改良修繕計画につきましても、前回お示しいたしました、収支見通しに基づく大規模改修等にかかる費用としております。割引率につきましては、前回と同様に、リスクフリーレート＋リスクプレミアムにより算出された値6.0%及び、加重平均資本コスト(WACC)4.0%をそのまま適用いたしました。

3の資産評価の結果といたしましては、(1)の簿価につきましては、前回の評価額算定の際には計画されていなかった発電中央制御システムの構築に伴い簿価が増額となっております。(2)のDCF法による評価につきましては、企業局が収支見通しに使用した3ケースの売電単価それぞれに2種類の割引率を適用した場合の評価額について記載しております。いずれの場合におきましても前回と比較して評価額が下がっている状況ですけれども、資産価値の算定に関しましては、割引率は加重平均資本コスト(WACC)である4.4%を適用することが一般的であるとのことであり、その場合の資産評価額は約150億円から250億円となりまして、単価の取り方によっては簿価を下回る結果となっているところです。評価額が低下した要因といたしましては、人件費や改修費用の増加や評価額算定のための事業期間が30年から20年と短縮されたことなどの影響によるものと考えております。以上です。

【北委員長】

どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、何かご質問等はございますでしょうか。

前回お示しいただいた評価額に比べて、今回はかなり低下し、現実的な数値をお示しいただいたということでございます。

(「なし」と発言する者あり)

【北委員長】

それでは、資料2に基づきまして、考えられる経営形態についてご説明いただきたいと思っております。お願いいたします。

【出口主幹】

私から、前回の委員会において委員から直営か民間譲渡のほかに第三の選択肢はないのかという疑問があるとのことに関しまして、お手元に配付した資料2「考えられる経営形態について」によりご説明いたします。

道営電気事業のあり方につきましては、直営継続または民間譲渡のほかに「PFI手法」、「包括的民間委託」、「地方独立行政法人」、「コンセッション方式」の4つの経営形態の手法が選択肢として考えられます。なお、これまで他の地方公営企業が電気事業のあり方を検討した結果といたしまして、直営継続、民間譲渡及び事業廃止となっており、これらの手法を導入した事例はありません。また、指定管理者制度は「公の施設」に該当しないことから、当該制度の適用はできないため、選択肢から除外しております。なお、参考資料として、総務省自治財政局公営企業課が調査しております、「地方公営企業の抜本改革等の取組状況」を添付いたしましたので、後ほどご覧いただければと思います。

まず、「PFI手法」ですが、これは民間の資金やノウハウを活用して公共施設の建設・維持管理及び運営を行わせる手法です。一般的に契約期間は10年から30年となっております。効果として考えられることは、施設整備、維持管理に関する専門的知識を有する民間企業が事業を実施することでコストの縮減、効率化を図ることが可能となることなどがあり、課題といたしましては、職員の技術承継が困難になる、発生しうるリスクを想定し、行政と民間事業者のリスク分担の取り決めを行う必要があるなどが考えられます。

次に、「包括的民間委託」ですが、これは従来型の委託のように実施数量や方法の明示等を指定し契約する仕様発注ではなく、一定の性能について契約することにより、施設の管理方法等の詳細については民間事業者の自由裁量に任せるような形態の委託です。これは一般的に契約は3年から5年となっております。効果として考えられることは、民間による補修の必要性の見極め、保守点検との一体的な実施等、民間企業の創意工夫による効率化が図られることがあり、課題といたしましては、やはり職員の技術承継が困難になる、運営及び管理について、ガバナンスが働かなくなる懸念があることが考えられます。

次に、「地方独立行政法人」ですが、公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業であって、地方公共団体自ら直接実施する必要がないもののうち、民間の主体に委ねた場合必ずしも実施されないおそれがあるものを効果的効率的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人ということですが、これは平成18年の第1回のあり方検討委員会において検討をしております。その時は、発電所が道央と道北に分散しているため、管理の効率化が難しいこと、将来的に老朽化対策として多額の投資が避けられないことなどから、地方独立行政法人による事業の経営はリスクが大きいと結論づけております。効果として考えられることは、地方自治法の財務規定等の適用がなく、契約や財務運営面での弾力的な経営が可能となる一方、課題といたしましては、理事長などのポスト増、評価委員会や会計監査人の設置など組織面でのコストが増加することが考えられます。

次のページをご覧ください。最後に「コンセッション方式」ですが、これは「PFI手

法」の一部に含まれまして、公営電気事業者が発電所を所有したまま、その施設利用権を民間事業者に付与し、代わりに施設利用料を得るもので、民間事業者は、公営電気事業者から借り受けた発電設備を用いて売電し、収益を得る。その上で、事業収益によらない一定の金額を施設利用料として公営電気事業者に支払うというような流れになります。契約期間としては20年から30年と考えられております。ちなみに、まだコンセッション方式の導入例はございませんが、国におきましては、特に、上下水道、空港などでコンセッション方式の導入を積極的に進めているところでございます。効果として考えられるのは、民間事業者に独立採算の原則のもとで事業を運営させることとなり、公営電気事業者の財政負担がなくなる、民間事業者のノウハウを活かした事業の効率化を図るための施策が導入されることが期待され、公営電気事業者は民間事業者の創意工夫といったメリットを享受しながら、事業経営に対して一定の関与を確保することができるなどといったことがあり、課題といたしましては、これもやはり、職員の技術承継が困難になる、利用権（運営権）を付与するにあたっては、経済条件だけではなく運営能力の見極めが必要であるなどが考えられます。説明は以上でございます。

【北委員長】

どうもありがとうございました。

ただいま、考えられる経営形態についてということで、大きく四つの方式が考えられるとご説明いただきましたが、これに関しまして何かご質問はございますでしょうか。

他の自治体でこのような別の方式でやっているというのは、ないということでしょうか。

【出口主幹】

他県でも経営形態の検討はしておりますが、先進事例がないということで今後検討していくとの結論となっているようです。

参考資料としてお配りしております取組状況の一枚目ですが、電気事業で事業を廃止したものは7団体、ここ5年間では4団体が事業を廃止しております。また、民間譲渡したところは、9団体ございまして、ここ5年間では5団体となっているところでございます。電気事業に関しましては、その他のPFI、指定管理者制度、地方独立行政法人、包括的民間委託についての事例はない状況でございます。

【北委員長】

他に何かご質問はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【北委員長】

それではこれから、今のご説明も踏まえまして、道営電気事業の必要性とあり方につき

まして、以前も皆様のご意見をいただきましたが、今回あるいは前回に新しい資料も提示いただきましたので、改めて皆様のご意見をいただきたいと考えております。これからは中間報告書の素案というものを作成するということが必要で、それに向けた検討、いわゆる最終的なまとめの段階ということになってきております。まず、道営電気事業の必要性ということで、これまでに事務局や関係機関の方からご説明がございましたが、いろいろな観点からこの必要性についてのご意見をいただいております。道営電気事業の現状、そして役割、国の電力システム改革の動向、北海道のエネルギー政策などを念頭におきまして、幅広い視点で道営電気事業を存続すべきかどうかという必要性の有無について、検討いただいているところでございます。また、あり方ということにつきましては、今、事務局からもご説明がございましたが、民間譲渡か継続かというそれ以外にも経営形態がいくつか考えられるということでもございました。そういったことも踏まえて、あり方はどうあるべきなのかということを検討していく必要があるのかなと改めて感じているところでございます。つきましては、再度各委員の皆様のご意見をこの場でお聞かせいただいで、次回あるいは次々回あたりの最終的な取りまとめに向けてのご意見を頂戴できないかなと考えているところでございます。直営として継続する意義はあるのかどうかということがまず一点あるかと思えます。環境への貢献とか地域貢献の取組ということで今まで説明を受けてきたわけでもございますけれども、継続するという意義をどう考えるということ、それから、収支の見通し、資産評価の結果を踏まえて、どのように考えられるかということ、そして先ほども申しましたが、経営形態のあり方、どういうあり方が望ましいか、官民の役割分担はどうあるべきかというようなことなどにつきまして、各委員の皆様からご意見を頂戴できればと思っております。今申し上げた三点以外でも、もちろん構いません、どんなことでも結構ですので、お聞かせいただきたいと考えております。順にお話しいただくということでよろしいでしょうか。では、菅原委員からお願いいたします。

【菅原委員】

いくつかあったと思いますが、道営電気事業の意義は当然あるんだろうと思いますが、ただ、だからといってずっとそれで良いのかどうかということがあるので、それを検討している訳ですけども、前回聞いたのですが収支の関係で言うと、F I Tがあるうちはプラスと、ただし、その後はどうなるかわからないというか、厳しい状況に陥る可能性があるという話でした。それを踏まえての私の意見ですけども、前のあり方検討委員会の時とは、状況がF I Tが入ってきたことによって変わってきていますので、慌てて云々という状況ではないという前提ではありますが、先ほどの資産評価も含めてですが、条件的に北海道にとってプラスであれば、先ほど出てきたどういう形態が良いかは別として、民間に譲渡するというのも私は検討の余地は十分にあるのではないかというふうに思います。前のようにどんどん赤字が膨らんでいくという状況ではありませんので、慌てて何か足下を見られながら、売却しなければならぬという状況ではありませんので、逆に今あるF I Tをうまく活用して、北海道にとっても、道民にとってもプラスになることの条件を引き出せるのであれば、それをうまく活用して行うという選択肢で考えていくのが良い

のではないのかなというふうに思っております。以上でございます。

【北委員長】

谷本委員、お願いします。

【谷本委員】

電力を巡る環境は前の委員会からずいぶん変わってきていると思いますし、前は売った方が良いのではという意見、そして、現状維持にといったことを考えると、これからも結構動いていくような気がしますので、あまり今ここでバタバタどうするということを結論付けるのは、あまり好ましくないと思いますし、また、今までの資料を見ましても、資産価値でありますとか、菅原委員がおっしゃったFITの含み益とでも言ったら良いのでしょうか、こういったものを考えると、例えば、今、仮に売るとしたら、数百億円という単位の額で売らないと、売る側はペイしないと考えるでしょうし、また、そのような多額の金を払ってすぐ買ってくれるところもないでしょうから、今すぐに売ることにはならないという気はします。ただ、相当の儲けが出るような形態になっておりますので、前にも申し上げましたが、公営企業として今後のどのような環境の変化にも耐えられるように、どのような方法が良いかわかりませんが、基金に積んでおくですとか、繰り上げ償還をするですとか、いわゆる経営体力を付けておいて、どのような状態にでも耐えられるようにしておくことがベターではないのかという気がいたします。また、1回目の会議で申し上げたのですが、地域貢献といいたまいますか、儲かったものを市町村や地域に還元していくといった話も多額の益が出るのであれば、そういう話はあるのではと思いますが、ちょっと考えてみたのですが、何に使うかということになると知事の政策判断も伴うような気もしますので、こういうものに使うべきだというような方向は付けづらんでしょうけれども、公営企業の必要性ということを考えると、何らかの地域貢献というものを検討された方が良いのではないかという気はしているところでございます。以上です。

【北委員長】

矢島委員、お願いします。

【矢島委員】

今の時点でどうしたらいいのかということについて、これまでいろいろ話を伺ってきましたけれども、私自身が結論めいた考えがまとまっているわけではございません。今すぐ判断できない材料が多いのかなということが一つありますし、客観的な情勢を見ても判断しなくても良いところなのかなというふうに感じました。本来の公営電気事業の使命というのは、電力の安定供給ということにあったと思うんですが、そういう点から言いますと、今の社会においては、これだけの、ある意味では小さな規模の電気事業を公営で持っている意義というのは、ほとんど、そういう意味での役割というのはもう終わっているというのは一つだと思います。今、議論をしているのはまさに、北海道の財政状況が危

機的であるという背景があって議論していると思いますから、財政問題に大きく貢献できるのであれば売却という判断も当然あるのかなというふうに思います。それをいつ判断するのかというのは専門的な立場で検討すれば良いと思いますが、もし仮に直営で存続する必要があるとしたら、単なる経済問題以上に地域のエネルギーをこれからどうして行くんだということについて、北海道が主体的にこれをリードしていくのかどうか。その中で公営の電気事業というものをどう位置付けるのかという、そういういわゆるエネルギー政策といった問題の中でこれを位置付けたときに、ある方向が出てくるのかなと思います。ですから財政問題という非常に現実的な問題ともう一つ別にやはり地域のエネルギー問題に対して、道としてどう関わっていくのか、その主体性を持ってやっていくのか、それともそういう役割は必要ないのかということの判断なのかなというふうに思います。以上でございます。

【北委員長】

瀬戸委員、お願いします。

【瀬戸委員】

私は、以下の三つの理由で必要性があると断言したいと思います。一つ目は、ここに出ているいくつかの試算がどうであれ、売却価格が数百億円単位です。この資金を用意してこれを運転できる技術力、人材を抱える企業はおそらく北海道電力以外にはないでしょう。売却先が北電でないとした場合、道外若しくは海外の企業に売却ということになるでしょう。道民の財産を安く切り売りするわけです。その企業が収益を目的に来るわけだから、収益は配当も含めて道外に流出します。何のためにとします。全く無意味だろう。二つ目は、この発電のエネルギーは何かということ考える必要がある。矢島委員が北海道のエネルギー政策にどの程度コミットする覚悟があるのかとおっしゃってましたけど、その政策の問題を超えて、火力発電なら石炭かLNGか石油ですよ。水力発電所はダム水力です。この水力発電というのは唯一電気を貯蓄できる非常に優れた大型の発電、要するにダムの水というのはバッテリーの蓄電と同じ効果があります。他方、制約もあります。ダムに水が貯まるのは春であって、渇水時期の夏もあるし、冬も水は凍結します。すなわち、安定供給といっても水力発電の特性から言えば、最も電力の必要なときには、例えば夏、もっと水を必要とする人がいるかもしれないから貯めておかなければいけないかもしれない。言いたいことは、発電は二の次だということなんです。ダムに水を貯め、計画的に放水することが目的だから、営利事業がここに入ってくるのは違和感を感じます。これこそ公営で行うべきものだろうと、治水管理という意味です。それから三番目に、北海道の電力供給構造、需給構造を考えますと、通常10から12パーセント位、需要に対して供給は上回っているのが理想と言われますが、冬の一番ひどいときは数パーセントまで落ちます。ですから、平均的な全体の中における道営電気事業の供給は何パーセントという考え方は経済学では考えません。最後の1パーセントに対する貢献と考えます。だとすると決定的に重要なんです。この水力発電は、道内の供給余力がどんどん減少

している中で最後の1パーセントに貢献できる電力を持っているか持っていないかというのは、残りの99パーセントの道内需要に対する最後の1パーセントの意味は極めて大きいです。ですから、それを本州への送電も含めた高いところに売ろうとかという考えでは困るんです。その三点の理由から言えば、私は、公営企業のあり方は実に望ましいと思っています。ただし、道職員の方に一点釘を刺したいのですけれど、FITやその他新エネルギーの促進があるから、少しでも売価が高くなると良いと言うのは、いかななものかと思えます。なぜならば、それは道民が負担するからです。北海道の企業や道民が新エネルギーの促進としての負担をする上乗せ分が売価の上乗せにつながっているに過ぎない。つまり、新たな道民の負担を強いる形で電力の単価が上がって良かったという単純な構造ではありません。ですから、公営企業として襟を正して、どうやって労働生産性を上げるか。一定の発電量ならそこに関与している職員の数を減らすなり、発電量を上げるなりすることに全力を尽くすべきだろうというのが本筋だと思います。

【北委員長】

庄司委員、お願いします。

【庄司委員】

今回、資産評価ということで、定量的なものも出てきたんですけども、定量的な側面に引っ張られすぎない方が良いのではないのかなというのが私の意見です。電力の安定供給ですとか、いろいろな道営電気事業の役割というものが有りますから、そういう定性的な面を考慮して総合的に判断した方が良いのではないかと思います。あとは、資産評価の結果でいいますと、簿価が234億円に対して、時価が150から250億円という幅のある結果ですけども、やはり売価というのは、ある程度決まっていますから、コストを削減して、より効率的な運営をして、時価を高めていくという努力が求められると私は思います。以上です。

【北委員長】

どうもありがとうございました。皆様から非常に有益なご意見を賜りましてありがとうございます。他に何かご意見はございますか。皆様の発言をいただいて何かコメントあるいは追加のご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【北委員長】

それでは、皆様のご意見をいただきましたので、このご意見を皆様の中で考えていただきまして、次の委員会で最後の取りまとめをしていきたいというふうに考えているところでございます。皆様のお手元に「道営電気事業のあり方検討委員会の審議に向けた各委員の参考意見(案)」というものをお配りしておりますが、各委員におかれましては、大変

恐縮ですが、これまでのご意見や委員会における事務局等からのご説明など全体的なことを踏まえていただき、道営電気事業の存続の必要性についてご検討いただき、要点をまとめた形でレポートを作成していただきたいというふうに思います。ご覧いただきたいと思うのですが、1番はこれまでの委員会における説明等を踏まえて、道営電気事業を存続する必要があると思いますかということ、あるかないか、その理由も併せてお願いしたいということです。それから2番目が存続の必要性があることのご回答の場合には、道がそれを実施する上でどういう役割を果たしていく必要があるとお考えかということです。最後にその他ご意見等があればお書きくださいという意見聴取ということになっているのですが、何かこういうことをお願いするということも含めて、何かご意見はございますでしょうか。最終的な取りまとめの報告書には、何か一つの結論にまとめるつもりはございません。いろいろなご意見をすべて網羅するような形で載せていくということにして、まとめたいというふうに思いますので、皆様方のご意見を率直にここに書き込んでいただいて、それをそのままの形で報告書に載せるということをご希望したいというふうに考えております。

【瀬戸委員】

委員会というのは、最高裁の判決のように、もし割れるのであれば過半数で、割れないなら全員一致で、委員会としてどちらかに決めて、その上で両論併記で反対にはこういう理由があった、賛成にはこうであったというふうに書かなければ、委員会にならないのではないのでしょうか。

【北委員長】

こういうご意見いかがでしょうか。道側としてはそういうことでよろしいでしょうか。この委員会の結論としてはこうだというふうにまとめる。ただし、その時にいろいろなご意見があってそれを併記するような形にするけれども、委員会として最終的な結論としてはこうだというふうにしてまとめて報告書に仕上げるという方が良いのではないかというご意見がございましたが、そういうまとめ方でよろしいでしょうか。

【伊藤公営企業管理者】

これまでの2回の委員会の報告でも、結論としては、一文これが結論だというものを書いていただいているということもございますので、いろいろなご意見があったということはその中で書き込みするという形の方がよろしいかなと思います。

【北委員長】

了解いたしました。では、そのようにさせていただきますので、たぶん次回になると思いますけれども、この委員会として、どういうふうに結論付けるかということをご議論いただきたいというふうに思います。そのための参考意見聴取書としてこれを使わせていただくということにしたいと思います。

【谷本委員】

存続の必要性はあるで良いのではないのでしょうか。今後どうすべきかという意見を聞かれた方が良いでしょうが。

【北委員長】

道営電気事業を道が直営でやるということの必要性があるかという意味なので、存続するということは道が直営でやることを決めたということになりますので、そこを含めてご議論いただきたいと思います。

【瀬戸委員】

強いて言うと、結論という言葉はお避けになった方がよろしいと思います。仮に新聞等で結論が出たというと、決定したと思いますよね。本来、議会で知事が提案して決めることだから、答申書を提出したというのがよろしいかと思います。

【北委員長】

了解いたしました。あと何かご意見はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【北委員長】

それでは、このようなスケジュールとやり方に基づいて、最終的な答申案を今度の委員会でご議論したいと思います。

最後に、その他であります。こちらで用意したものは特にございません。何かご質問やご意見はございますでしょうか。

【矢島委員】

現状についての質問なんですが、既に業務の一部を北電に委託をされています。その委託の幅というのが少しずつ広がってきたと思うのですが、これをさらに拡大していくような余地があるというふうにご考慮されているのかどうかということの一つだけお尋ねしたいと思います。

【武田局長】

現在、北電に委託をしている部分は八つの内の北炭から引き継いだ二つを除く6発電所の管理運営を従前は企業局の職員が直営で24時間体制でやっていた部分を一括して北電のシステムの中に組み込んでいただいて、委託をしています。それによって職員の人件費等のコスト削減も併せて図っているというところでございます。今後につきましては、先ほどの説明で人数が増えるということがございましたが、電力自由化の中で、その仕組みをそのまま今後将来にわたって継続できるという形ではいかないと思われ、企業局が独自

に八つの発電所の管理をやっていくシステムを新たに作る方向で考えておりますので、これまでどおりの形で委託をさらに拡大していくということには現時点ではならないと考えております。電力自由化の中で、いろいろと対応できるような仕組みにしていかなければならないと考えているところでございます。

【北委員長】

他に何かご意見ご質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

【北委員長】

よろしければ、本日は、このあたりで議事を終えたいと思います。
それでは、進行を事務局の方にお返しします。

3 閉会

【出口主幹】

ありがとうございました。
最後に、伊藤公営企業管理者からもう一度ご挨拶を申し上げます。

【伊藤公営企業管理者】

本日の委員会を閉じるにあたりまして、6月1日付けの人事異動により私をはじめ企業局の職員が交代をいたしますので、お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。昨年5月29日で行っていただきましたけれども、本委員会を発足し、1回目の委員会を開いていただきました。今日までの1年間にわたりまして、6回の委員会において熱心なご議論をいただいたことに対しまして、心より感謝を申し上げる次第でございます。これから報告書を取りまとめるという非常に重要な段階を迎えるその前に、本来であれば我々が最後まで担当すべきところではございますけれども、交代ということになりますことは大変心残りでございます。新スタッフに対しては引き継ぎを遺漏なく行って、皆様のご迷惑にならないようにやってまいりたいと思っておりますけれども、なにぶん不慣れな点もございまして、いろいろ至らぬ点があると思っておりますけれども、北委員長をはじめ委員の皆様のご指導を得て、取りまとめを図ってまいりたいと考えておりますので、改めましてこれまでのご協力に感謝を申し上げ、今後も活発なご議論をしていただきますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。ありがとうございました。

【出口主幹】

委員長からお話しがありましたレポートにつきましては、改めて用紙をメール等でお送りしますので、提出期限につきましては6月12日金曜日までに事務局へメール又は郵送で提出をお願いします。

なお、次回の開催につきましては、新体制の下で7月中に開催することを考えておりますが、委員の皆様のご確認させていただき、決定したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第6回の委員会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上